

83号事件

第1 審査会の結論

- 1 本件異議申立の要旨第1項、第3項(1)、第4項～第7項について、実施機関の部分開示の判断のうち、以下の(1)～(4)については開示し、その余の点については非開示が妥当である。
 - (1) ブランド推進課、健康づくり課、廃棄物対策課のプロポーザル審査委員会の委員。
 - (2) 子ども家庭課の委嘱状の委員名。
 - (3) 契約監理課の実績調書中の契約書の官公庁名。
 - (4) 介護・高齢福祉課のプロポーザル参加企業の法人名、代表者名、所在地、実績書及び業務委託契約書の官庁名。

第2 異議申立人の異議申立の要旨

- 1 ブランド推進課分
桑名ブランド首都圏パブリックリレーションズの業務委託に係る公募型プロポーザルに際しての委員名を全項目において開示を求める。
- 2 人事課分
桑名市定員管理診断調査業務委託に係る公募型プロポーザルについて、審査委員の委嘱状が欠落しているので存否の明示を求める。
- 3 健康づくり課分
 - (1) 桑名市健康増進施設事業に伴う民間活力導入可能性調査委託業務に関するプロポーザルにおける審査に際して委員名を全項目において開示を求める。
 - (2) 随契理由書が欠落しているので、存否の明示を求める。
- 4 子ども家庭課分
 - (1) 保育所給食委託における審査に際しての委員名を全項目において開示を求める。
 - (2) 委嘱状の委員名の開示を求める。
- 5 廃棄物対策課分
桑名市リサイクル推進施設堆肥舎の企画・運營業務におけるヒアリング表の委員名の開示を求める。
- 6 契約監理課分
(電子入札システム等の構築・運用業務委託プロポーザルにおいて、業者が提出する実績調書の中の) 契約書の官公庁発注分について開示を求める。
- 7 介護・高齢福祉課分
桑名市日常生活圏ニーズ調査(いきいき・くわな)業務委託に係わる公募型プロポ

ーザルにおける参加業者名・所在地・契約実績を示す自治体との契約書の開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

1 ブランド推進課分

今後の審査において委員の率直な発言が阻害されるおそれがあることから、桑名市情報公開条例第6条第6号により事務事業に係る意思形成に支障が生じる情報であることを理由として非開示とした。

2 人事課分

委嘱状については不存在。

3 健康づくり課分

(1) 今後の審査において委員の率直な発言が阻害されるおそれがあることから、桑名市情報公開条例第6条第6号により事務事業に係る意思形成に支障が生じる情報であることを理由として非開示とした。

(2) プロポーザル採点表に基づいて業者を決定したので随契理由書については不存在。

4 子ども家庭課分

(1) 今後の審査において委員の率直な発言が阻害されるおそれがあることから、桑名市情報公開条例第6条第6号により事務事業に係る意思形成に支障が生じる情報であることを理由として非開示とした。

(2) 桑名市情報公開条例第6条第2号の個人に関する情報に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため非開示とした。

5 廃棄物対策課分

今後の審査において委員の率直な発言が阻害されるおそれがあることから、桑名市情報公開条例第6条第6号により事務事業に係る意思形成に支障が生じる情報であることを理由として非開示とした。

6 契約監理課分

桑名市情報公開条例第6条第3号の法人等に関する情報で、事業運営上の地位及び利益が損なわれるおそれがあるため非開示とした。

7 介護・高齢福祉課分

参加業者名・所在地については、落選した業者名につき、桑名市情報公開条例第6条第3号の法人に関する情報で、事業運営上の地位及び利益が損なわれるため非開示とした。

また、契約実績については、桑名市情報公開条例第6条第3号の法人に関する情報にあたるため、当選・落選いずれについても非開示とした。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、

1 各種審査会の委員名の開示を認めるか否か、2 委嘱状の存否、3 随契理由書の存否、4 委嘱委員名の開示を認めるか否か、5 実績調書中の契約書の官公庁発注分について開示を認めるか否か、6 プロポーザルに参加した参加業者名・所在地、契約実績を示す自治体との契約書の開示を認めるか否かである。

1 争点1について

異議申立人は、ブランド推進課、健康づくり課、子ども家庭課、廃棄物対策課に対して、審査に際しての委員名を全項目において開示を求めている。

これに対し、実施機関は、プロポーザル方式により、業務委託先を選定するに際しては、各委員が、提示された項目について、評価を加え、その評価点数が最良のものが委託業者として選定されるが、各委員の氏名が明らかになり、誰がどのような項目に、どのような評価を与えたかが明らかになると、審査において委員の率直な発言が阻害される可能性があり、今後の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じるおそれがあることを理由として、桑名市情報公開条例第6条第6号により非開示としている。

しかしながら、前記の理由で支障が生じるのは、プロポーザル方式による審査が今後も継続して実施される可能性がある場合に限られ、1回限りで審査が終了し、今後、同様な審査が行われる可能性のない場合は、実施機関が主張するような支障が起こる可能性は存在しない。また、仮に、5年後、10年後に同種の審査が行われるとしても、審査委員は交代している可能性が高く、実施機関が主張するような支障が生じる可能性は低いところ、子ども家庭課以外の各課のプロポーザル方式による審査は、一度限りで終了しているか、しばらく同様な審査が行われる可能性がない。したがって、ブランド推進課、健康づくり課、廃棄物対策課の審査会委員名は開示すべきである。

子ども家庭課の審査は、継続中であり、今後も同様な審査が行われる可能性があるため、実施機関の委員名非開示の判断は妥当である。

2 争点2についての人事課の委嘱状が存在しないとの点について

桑名市定員管理診断調査業務プロポーザル審査委員会設置要領によると、委員会は委員5名以内で組織し（設置要領第3条）、委員長は市長公室長をもって充て、委員は総務部長、政策経営課長、人事課長、学識経験者で構成されている。学識経験者1名以外の委員は、市の職員であるから、特に委嘱状を発布する必要はない。ところで、審査会委員に選任された学識経験者は、地方公務員法第3条第3項第2号による特別職公務員としての職務に従事するのであるから、その任用関係を明ら

かにするために委嘱状は作成、交付し、交付した事実を課内において保存することが望ましい。

しかし、本件では、人事課は、委嘱状を作成しなかったというのであるから、望ましい姿ではないが、委嘱状は存在しないこととなる。よって、実施機関の判断は妥当であると言わざるを得ない。

3 争点3の健康づくり課の随契理由書の存否について

桑名市健康増進施設事業に伴う民間活力導入可能性調査委託業務に関するプロポーザルにおける審査については、プロポーザル採点表に基づいて業者を選定しているため、その選定の透明性、公正性、公平性は担保されており、実施機関の随契理由書は存在しないとの回答は首肯できる。よって、実施機関の判断は妥当である。

4 争点4の子ども家庭課の委嘱状の委員名の開示について

保育所給食委託における審査に際しての委嘱状の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号による特別職公務員に該当するので、公務員の職及び氏名は、桑名市情報公開条例第6条第2号エに該当し、非開示とすべき個人識別情報から除外されているので、委嘱状の委員の氏名は開示すべきである。

5 争点5の契約監理課の実績調書中の契約書の官公庁発注分について開示について。
実施機関は、非開示の理由として桑名市情報公開条例第6条第3号の法人等に関する情報で、事業運営上の地位及び利益が損なわれるおそれがある場合に該当すると主張する。

しかし、同条例第6条第3号には、法人その他の団体のうち、国、独立法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は除くとあるので、実績調書中の官公庁名について非開示とする理由はなく、開示すべきである。

6 争点6の介護・高齢福祉課のプロポーザルに参加した参加業者名・所在地、契約実績を示す自治体との契約書の開示について

(1) 実施機関は、公募型プロポーザルにおける参加業者名、所在地、契約実績を示す自治体との契約書が開示されれば、桑名市情報公開条例第6条第3号の当該法人の競争上の地位若しくは事務運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められる場合に該当すると主張する。

(2) しかし、競争上の地位等が明らかに損なわれると認められる場合とは、当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、かつ、当該情報が開示されることにより、事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、その有している競争上等の地位が当該情報の開示によって具体的に侵害されることが客観的に明白な場合を意味すると解するのが相当であることからすると、本件はそのような場合には当たらない。

当該情報が開示されても、参加企業の経営上の秘密やノウハウが判明するわけでもなく、経営状態が分かるわけでもないこと、当該参加企業は、企業規模も大きく、全国展開をしている企業であることからしても、法人名、代表者名、所在地は開示されても、特別に不利益があるとか考えられず、開示すべきである。

また、実績書及び業務委託契約書の委託官庁名は、前記争点5と同じ理由で、開示すべきである。

- (3) ただし、参加企業の平成26年度「桑名市日常生活圏域ニーズ調査（いきいき・くわな）業務委託に関するプロポーザル方式参加申込書に記載してある〔担当者〕の所属部署、氏名、電話番号、FAX、Eメールアドレスは、特定個人識別情報に該当するので非開示とすべきである。

7 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年5月12日	・不服申立諮問書受理
5月12日	・実施機関に対し公文書開示決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
5月12日	・実施機関から公文書開示決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
5月12日	・異議申立人に対し、開示決定理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
5月27日	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
6月22日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授